

(停止・変更)

有資格業者名	措 置 期 間	適 用 条 項	備 考
東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号 株式会社竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟	令和 8 年 7 月 15 日 から 令和 8 年 8 月 14 日 まで (1 か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第 2 条第 1 項 (別表第 2 第 1 3 号)	左記業者社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和 8 年 6 月 1 0 日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたため。

別 紙

(停止・変更)

有資格業者名	措 置 期 間	適 用 条 項	備 考
大阪府大阪市北区中崎一丁目 2 番 2 3 号 協和テクノロジー株式会社 代表取締役 十河 元太郎	令和 8 年 7 月 28 日 から 令和 8 年 8 月 27 日 まで (1 か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第 2 条第 1 項 (別表第 2 第 1 3 号)	左記業者社員は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和 8 年 5 月 1 9 日付けで、電波法の規定に基づく行政処分 (業務停止命令及び業務改善命令) を受けた。
東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番 1 イオンディライト株式会社 代表取締役 宮前 吾郎	令和 8 年 7 月 28 日 から 令和 8 年 8 月 27 日 まで (1 か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第 2 条第 1 項 (別表第 2 第 1 3 号)	左記業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和 7 年 1 2 月 1 5 日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。